

東京都看護師等修学資金制度について

目的

都内の看護師等養成施設に在学、又は都内の大学院修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者で将来都内で看護業務に従事する意思のある者に対し、修学資金を貸与（貸付）することで修学を容易にすることにより、都内の看護職員の確保及び質の向上を図る。

対象要件

- ・都内の学校・養成所・大学院の修士課程に在学しているもの
- ・成績優秀にして、かつ、心身健全であること
- ・経済的理由により修学困難であること
- ・同種の修学資金を他から借り受けていないこと
- ・卒業後都内で看護業務に従事しようとする意思を有すること ※第一種は5年以上指定施設（博士課程は都内）

概要

貸与種別	養成所等		貸与月額	貸与期間	貸与口数	所得制限	免除規定	延滞利子	連帯保証人
第一種貸与	保健師 助産師 看護師	国公立	32,000円	正規の 修業 年限	一口	無	有 卒業後直ちに都内指定施設で (修士課程は都内) 5年間看護業務に従事 →全額免除 貸与期間以上看護業務に従事 ⇒一部免除	年14.6%	都内 在住者 2人
		私立	36,000円						
	准看護師		21,000円						
	大学院修士課程		83,000円						
第二種貸与	対象となる全ての 課程・設置主体		25,000円		最大 二口で 50,000円	有	無		都内 在住者 2人

※ 第一種と第二種は併用、最大3口まで貸与可能

※ 指定施設とは、200床未満の病院、病床数の80%以上が精神科病床、診療所、介護保険施設等である。